

国土交通省組織令の一部を改正する政令案要綱

第一 気象庁に新たに気象防災監を一人置くこと。
(第二百二十六条関係)

第二 気象庁に置かれる部の定数を改め、同庁に情報基盤部及び大気海洋部を置くこと。

(第二百二十七条、第二百二十九条及び第二百三十条関係)

第三 総務部の所掌事務を変更すること。
(第二百二十八条関係)

第四 地震火山部の所掌事務を変更すること。
(第二百三十一条関係)

第五 気象庁に置かれる課等の定数を改めること。
(第二百三十三条関係)

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 この政令は、令和二年十月一日から施行すること。
(附則関係)